

第 4 4 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 4年 8月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議 第 3回会議メモ 議事録

- 2 同月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、「名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議（第 3回） 会議メモ」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部を公開とするほか、議事録は作成又は取得しておらず不存在であるため非公開とする一部公開決定（以下「本件変更前処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月19日、審査請求人は、本件変更前処分のうち、本件行政文書を一部公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

- 4 令和 5年10月31日、実施機関は、本件変更前処分時に非公開とした本件行政文書に記載する情報の一部について、公開が妥当であると判断したことから、本件変更前処分を取り消し、改めて一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

なお、本件変更前処分が取り消されたことにより、上記 3の審査請求は処分の取り消しを求める法律上の利益を欠き、不適法となったことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第 1項の規定により審査庁が却下する裁決を行った。

- 5 同年11月 2日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書には、受託業者からの参加者の氏名が記載されており、こ

れは特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 本件行政文書には、非公開会議での発言者、発言内容が記載されており、公にすることにより本市と発言者等との間の信頼関係が損なわれ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また名古屋城天守木造復元事業（以下「本件事業」という。）にかかる事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件事業について

ア 本件事業は、名古屋城天守閣を木造復元すること自体に意義があること及び木造復元天守が観光資源としても有用であることなどから、本件事業に賛成する者がいる反面、現天守閣が、戦災復興の象徴であり、観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していることなどから、本件事業の実施自体に反対する者もいるなど、市民から非常に高い関心を向けられているものである。

また、本件事業の実施に当たっては、設備の老朽化、耐震性の確保などの諸問題を解決した上での「史実に忠実な復元」を目指すものであるが、真実性の高い復元を行うため、移動困難な方への対応や、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討など、「バリアフリー」についても解決すべき課題を抱えている。

以上のとおり、本件事業は、市民からの高い関心の下、種々の問題を解決して進めていかなければならない、高度な政治的判断を伴う事業である。

イ 本件事業は、現存する多くの史資料を参考として、戦災による焼失前の木造天守を復元するものである。復元に際しては、本市として史資料を十分に調査・研究した上で、文化財保護への知見が豊富な有識者等の意見を踏まえ、史実に忠実な設計内容とすることが求められる。

また、名古屋城跡が「特別史跡」に指定されており、国宝と同様の高い学術的価値を持つとされていることから、天守台石垣及び埋蔵文化財等の遺構に影響を与えないよう、高度な技術を要する施工方法とすることが求められる。

以上のとおり、本件事業は、設計及び施工において文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められる事業である。

(2) 基礎構造検討に係る調整会議（以下「本件調整会議」という。）

ア 木造復元天守の基礎構造について、設計者から技術提案を受けたが、当該提案について、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（以下「検討会議」という。）石垣部会及び文化庁から意見及び助言があったことから、見直すこととなった。このように、木造復元天守の基礎構造は、現時点で未確定ではあるものの、木造天守の復元を実現するためには必ず確定すべき重要課題である。

イ 本件調整会議は、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議開催要綱（以下「検討会議開催要綱」という。）第 8 条に基づく会議であり、参加者は、検討会議石垣・埋蔵文化財部会及び天守閣部会に属する有識者、設計者、発注者支援業務受託者及び名古屋城総合事務所の職員である。

本件調整会議での意見交換は、多様かつ自由な意見のもと、円滑な議論・検討が行われる必要があるため、非公開を前提として実施されている。

このように、本件調整会議は、木造復元天守の基礎構造を検討するため、天守のみならず天守台石垣や埋蔵文化財等に対しても専門的知見を有する有識者等を参加者とし、非公開の会議とすることで、様々な角度から多様かつ自由な意見を交わす場としての性格を有している。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号について

ア 木造復元天守の基礎構造は、上記(2)アのとおり、現時点で未確定であり、今後、検討・決定していく予定となっているが、技術提案を見直すに至った経緯等に鑑みると、最終的な決定に至るまでには有識者等からの様々な角度からの多様かつ自由な意見を踏まえた調整・検討を重ねていかなければならない。

そのような中で非公開を前提とした場での発言が公開されると、本件事業は、上記(1)アのとおり、市民から非常に高い関心を向けられているものであるところ、市民やマスコミ等から内容について有識者等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応をめぐって有識者等との間の信頼関係が損なわれ、今後、硬直的かつ形式的な議論しか行われなくなり、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

イ 本件事業は、上記(1)アのとおり、高度な政治的判断を伴う事業である。また、上記(1)イのとおり、名古屋城跡が「特別史跡」に指定されていることから、文化財保護への専門的な知見と高度な技術が求められるものであり、文化財保護等に対する専門的知見を有する有識者等との

意見交換を通してその知見を得ていることは、上記(2)イで述べたとおりである。

上記のような複雑な背景事情の下で本件事業を進めていくには、様々な事情を総合的に考慮した上での政治的判断及び有識者等の専門的な知見が必要不可欠であり、外部から一部の特定の事情に基づいて圧力や干渉等の影響を受け、意思決定の過程が歪められることがないようにする必要はある。

すなわち、本市において適切な意思決定を行うためには、意見の中立性を確保する要請が高いものであり、上記アで述べたように円滑な議論・検討が損なわれる事態になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 条例第 7条第 1項第 5号について

上記(3)のような状態が現実的に発生すれば、本件事業の執行において、本来は不要である有識者等との調整等に時間、手間を要するようになるなど、本件事業の円滑な進行・調整が阻害され、ひいては本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分について条例第 7条第 1項第 4号及び第 5号に該当するとして非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない。

(2) 本件調整会議で話し合われている内容は、現在の名古屋城の天守閣とほぼ同じ構造で天守閣を造るものと認識しており、すでに公知であるものを造る検討をしていると思うので隠す必要はない。これは観光文化交流局及び市長の方針と同様であり、隠す必要がない。

(3) 大学教授等が税金から高いお金をもらって、秘密会議でないと素直な意見は言えないというのはおかしい。他の会議で同じことを発言しているにもかかわらず秘密会議だから公開できないというのは理不尽である。

(4) 会議の議事録は不存在とのことだが、会議メモは存在している。議事録を作ると議事が公開となるため作らないとのことだが、会議メモは情報公開請求をされたら公開されるものであり、中立性が不当に損なわれるとはばかっている。条例上、職員のメモも、職員が作成し、何人かに見せたら立派な行政文書である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、実施機関が非公開とした本件調整会議において発言した構成員の氏名及び発言内容の一部（以下「本件情報①」という。）並びに事務局の発言内容の一部（以下「本件情報②」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 4 号及び同項第 5 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件事業について

本件事業は、戦災で焼失した名古屋城天守閣を、歴史的資料に基づき木造で復元する事業であり、老朽化や耐震性の確保などの問題解決を前提としたうえで、真実性の高い復元を行うため、移動困難な方への対応等についても解決すべき課題を抱えている。

また、十分な調査・研究等により史実に忠実な設計内容とすること及び文化財である史跡の中でも特に重要なものである「特別史跡」に指定されている名古屋城跡に影響を与えないよう高度な技術を要する施工方法とすることが求められるため、設計及び施工において文化財保護への専門的な知見が求められる事業である。

(2) 外部有識者による検討体制について

本件事業を進めるにあたり、検討会議開催要綱に基づき特別史跡名古屋城跡の全体整備及び保存活用について専門的見地から意見を聴取すること

を目的とし、外部有識者を構成員に、全体会としての検討会議及び石垣・埋蔵文化財や天守閣等の部会を設置しており、原則公開で開催されている。

また、複数の部会に関連する検討事項について意見の調整、情報交換等を行うため本件調整会議を開催できるものとしており、重要課題である基礎構造を検討事項として、検討会議の副座長を座長、石垣・埋蔵文化財部会及び天守閣部会に属する有識者の内、基礎構造の検討に必要な知見を持つ専門家を構成員にして、原則非公開で開催されている。

(3) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 3年12月25日に開催された第 3回本件調整会議の会議メモであり、本件調整会議の開催日時、場所、参加者、発言者及び発言内容が記載されている。

本件行政文書において、天守台穴蔵石垣試掘調査（以下「本件調査」という。）の中間報告を受け、参加者が意見交換を行った内容のうち、会議の進行部分や本件処分時点で公開されている本件調査の内容に係る部分は公開されている。

本件情報①及び②（以下「本件各情報」という。）は、本件調査に付随する構成員の見解や関係機関との今後の調整等について情報交換された部分である。

本件処分時点において、基礎構造に係る方針は現天守閣解体後に改めて検討し確定することとしており、当該方針を記載した検討会議の資料が名古屋城公式ウェブサイトにおいて公開されている。

4 本件各情報の条例第 7条第 1項第 4号該当性について

(1) 条例第 7条第 1項第 4号について

本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件事業及び本件行政文書の性質は上記 3のとおりであることから、本件各情報は、本市における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件各情報を公開すると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件調整会議については、公開が予定されておらず、本件調査を議題

とした検討会議及び部会の開催前に、複数の部会に関連する基礎構造の検討について、本件調査の中間報告を受け参加者の間で様々な角度から多様かつ自由な意見を交換する場であったことが認められる。

イ また、当審査会が実施機関に確認したところ、本件情報①は構成員の私的な見解及びそれが類推できる発言内容並びに発言者の氏名であり、本件情報②は構成員の発言との一連のやり取りとなっており本件情報①の内容が類推される内容であるとのことであり、その説明は合理的であるといえる。

ウ なお、本件処分時点において本件調整会議を経て開催された部会等の議事内容は既に公開されているが、本件情報①は意見調整のために構成員が私的な見解を述べたものであり、当該議事内容として公開されているものには含まれていない情報である。

エ 本件事業の検討過程を公開することに一定の利益は認められるが、一方で本件事業の実施に賛否があり市民やマスコミ等から非常に高い関心を向けられている状況においては、本件各情報を公開すると構成員に苦情・問合せが寄せられるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点はない。

オ 基礎構造に関連する部分は、今後、本件調整会議で議論を積み重ねて検討し確定することとしていることに鑑みれば、本件各情報を公開すると、外部から干渉・圧力等を受けるおそれがあり、今後の議論に参画する構成員の意見形成に萎縮効果等の影響が起これ、公開されることを前提とした議論しか展開されず、率直な意見の交換が妨げられ、本件事業に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

カ したがって、本件各情報は、条例第 7条第 1項第 4号に該当すると認められる。

5 本件各情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関は、本件各情報が条例第 7条第 1項第 5号に該当すると主張しているが、本件各情報については、上記 4のとおり、同項第 4号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼ

すものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月20日	諮問書の受理
12月11日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 6年 3月15日	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
10月23日	調査審議
11月15日	調査審議
令和 7年 1月17日	調査審議
1月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀